

東京都立産業技術大学院大学 起業コミュニティに関する要綱

7産技大管管第728号
制定 令和 8年 1月 27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の起業者向け履修証明プログラムである東京テックイノベーションプログラム及びシニアスタートアッププログラム（以下「起業プログラム」という。）の受講生に対し、修了後の継続かつ自主的な学修と研究の機会を提供するとともに、その活動を支援するため、起業プログラム受講生又は修了生が主宰する研究会を起業コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）とし、その設置や活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティの設置要件)

- 第2条** コミュニティを設置しようとする者は、本学所定の申請手続きを行い、リスクセンター長に提出しなければならない。
- 2 設置申請を行うことができる者（以下「発起人」という。）は、起業プログラムの受講生又は修了生でなければならない。
 - 3 コミュニティの構成員には、起業プログラムの受講生及び起業プログラム修了生を含めることができる。
 - 4 コミュニティの設置は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 活動の趣旨が明確であり、本制度の意義に沿っていること。
 - (2) 東京テックイノベーションプログラムの担当教員1名以上がアドバイザーを担当すること。

(コミュニティ構成員の責務等)

- 第3条** コミュニティ構成員はコミュニティの活動に関して、第1条に定める趣旨を推進するものとする。
- 2 コミュニティ構成員のうち起業プログラムの受講生及び修了生は「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第3号様式）」（以下「誓約書」という。）をリスクセンター長に提出しなければならない。
 - 3 発起人は、本学が定める期間内に、当該年度におけるコミュニティの活動実績について、「起業コミュニティ活動実績報告書（別記第2号様式）」をリスクセンター長宛に提出しなければならない。
 - 4 施設の利用においては、東京都立大学法人土地・建物貸付事務取扱規程（平成17年度法人規程第27号）（以下「規程」という。）を遵守しなければならない。
 - 5 その他、コミュニティの運用ルールは別に定める。

(アドバイザーの責務等)

- 第4条** アドバイザは、コミュニティの活動に関して、第1条に定める趣旨を推進するために、次の各号に掲げるものを業務とする。
- (1) コミュニティの活動に係る必要な指導
 - (2) 活動に必要な諸手続きの実施
 - (3) 規程等を遵守した活動が行われているか監督すること

(申請手続き)

第5条 発起人は、リスキルセンター長宛に「起業コミュニティ設置申請書（別記第1号様式）」（以下「設置申請書」という。）及び「誓約書」を提出し、承認を受けなければならない。

(承認)

第6条 発起人から「設置申請書」及び「誓約書」の提出があったとき、リスキルセンター長は、リスキルセンター会議の議を経て承認することができる。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(継続)

第7条 コミュニティを継続する場合、発起人は、本学が定める期間内に、「起業コミュニティ継続申請書（別記第1号様式）」及び「誓約書」をリスキルセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(変更)

第8条 コミュニティの活動に変更が生じる場合、発起人は、変更内容に応じ「起業コミュニティ変更申請書（別記第1号様式）」及び「誓約書」をリスキルセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

(廃止)

第9条 コミュニティを承認期間内に廃止する場合、発起人は、「起業コミュニティ廃止申請書（別記第1号様式）」をリスキルセンター長に提出しなければならない。

(承認取消)

第10条 コミュニティの活動が次の各号のいずれかに該当した場合、リスキルセンター長は、リスキルセンター会議の議を経てその承認を取り消すことができる。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 営利活動を行った場合
- (3) 宗教的活動を行った場合
- (4) 政治的活動を行った場合
- (5) 反社会的な活動を行った場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 所定の継続手続き・変更手続きを行わなかった場合
- (8) 社会的事情により運営に必要な人員、資源又は法令遵守等の条件を欠き、コミュニティの継続が困難とリスキルセンター長が認めた場合
- (9) その他、リスキルセンター長が不適格と判断した場合

(要綱の改廃)

第11条 この要綱を改廃するときは、リスキルセンター会議の議を経なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、リスキルセンター長がリスキルセンター会議の同意を得て、これを定めることができる。

附則

この要綱は、令和 8年 1月 27日から施行する。